

米軍嘉手納基地に暫定配備されている  
F-35ステルス戦闘機からの部品落下事故に対する意見書

本年12月18日、米軍嘉手納基地に暫定配備されているF-35ステルス戦闘機が長さ約18インチ、幅約12インチ、重さ約2ポンドのパネルを紛失したまま、米軍嘉手納基地に帰還したことを確認したと翌日の19日に沖縄防衛局から情報提供があった。

日米合意では、米軍による事件・事故の発生時は、正確、かつ迅速な情報提供を促され、沖縄県や関係自治体等が速やかな情報提供を繰り返し求めてきたにもかかわらず、沖縄防衛局を通じた情報提供は翌日であり看過できない。日米合意を軽んじたばかりではなく、人的被害がなければ問題ないとの米軍の安全への認識欠如であり、到底容認できるものではない。

米軍によると、パネルは海上に落下したものであるとしているが、仮に住宅が密集する場所に落下した場合、本町を含む嘉手納基地周辺住民の人命に関わる重大事故になりかねず、強い憤りを禁じ得ない。

よって、本町議会は町民の生命、財産、安全を守る立場から米軍及び関係当局に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 事故に関する正確、かつ迅速な情報提供を行い、その結果を速やかに公表させること。
- 2 事故の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成、公表、実施すること。
- 3 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、機能移転・訓練移転を図らせること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 5 全ての在沖米軍基地を整理縮小し段階的に撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長